

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 「地域未来投資促進法」第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

1 工場立地にあたって緑地等の設置

工場の新設・増設等を行う際、**工場立地法（昭和49年）**により緑地・環境施設の設置が義務づけられている。緑地面積率等の基準は、本市では市条例（平成11年）により規定。

◆ 対象工場

業種：製造業、電気供給業・ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積9,000㎡、又は建築面積3,000㎡

2 響灘エリアの緑化の推進

ビオトープや緑の回廊による沿線緑地、港湾緑地により、
全体の2割を官民連携により緑地整備・・・産業用地として魅力的な環境

3 地域未来投資促進法（平成29年7月施行）により緑地面積率等の緩和措置が可能

- (1) 法の目的 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し経済波及効果を及ぼす地域経済けん引事業を促進すること【福岡県における促進区域：福岡県の全市町村(国立公園等除く)】。
- (2) 緑地面積率等の緩和 工場等の新增設を進める区域「工場立地特例対象区域」では、国の基準の範囲内で、市の条例により、緑地面積率等を定めることが可能となった(法第9条第1項)。

4 対象エリア 若松区 響灘エリア

(響町及び向洋町の一部・大字安瀬の一部)

- ◆対象エリアの2割の緑地が確保されていることを踏まえ、
- ◆広大な未利用の産業用地があり、かつ、
- ◆今後、環境・エネルギー関連産業、自動車、食品等成長産業の集積を目指すエリアである。

そのため、より企業が進出・設備投資を行いやすい環境整備の一つとして、同法の規定により個々の工場等に対して、緑地面積率等の緩和を行うもの。

なお、同エリアは、一般住民の生活の用に供する施設と隣接しない区域である。



5 緑地面積率等の緩和措置

【現行】

	第2種区域 (準工業、工業、工専区域)
緑地面積率	15%以上
環境施設面積率	20%以上

【地域未来投資促進法：工場立地特例対象区域】

	丙種区域 (工業・工専地区)	甲種区域 (準工業地区)
緑地面積率	7%以上	10%以上
環境施設面積率	10%以上	15%以上

環境施設とは、「緑地」+「緑地以外の環境施設」

緑地以外の環境施設・・・①噴水、水流、池等 ②屋外運動場 ③広場 ④屋内運動施設等